

あきる野市教育委員会 3 月 定例会 会議録

- 1 開催日 平成 27 年 3 月 27 日（金）
- 2 開催時刻 午前 10 時 00 分
- 3 終了時刻 午後 0 時 08 分
- 4 場所 あきる野市役所 5 階 505 会議室
- 5 日程
- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 12 号 | あきる野市いじめ防止基本方針について |
| 日程第 2 | 議案第 13 号 | あきる野市いじめ問題対策連絡協議会規則 |
| 日程第 3 | 議案第 14 号 | あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会規則 |
| 日程第 4 | 議案第 15 号 | あきる野市特別支援教育推進計画について |
| 日程第 5 | 議案第 16 号 | あきる野市立学校職員等服務規程等の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 17 号 | あきる野市有形文化財（建造物）の指定について |
| 日程第 7 | 報告事項（1） | あきる野市就学援助費支給要綱の一部改正について |
| 日程第 8 | 報告事項（2） | あきる野市総合教育会議設置要綱の制定について |
| 日程第 9 | 報告事項（3） | 平成 26 年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について |
| 日程第 10 | 教育委員報告 | |
- 6 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 委員長 | 山城 清 邦 |
| 委員長職務代理者 | 田野倉 美 保 |
| 委員 | 丹 治 充 |
| 委員 | 宮 田 正 彦 |

教 育 長 宮 林 徹

7 欠 席 委 員 なし

8 事務局出席者	教 育 部 長	森 田 勝
	指 導 担 当 部 長	肝 付 俊 朗
	生涯学習担当部長	山 田 雄 三
	教 育 総 務 課 長	小 林 賢 司
	教育施設担当課長	丸 山 誠 司
	指 導 担 当 課 長	西 山 豪 一
	学 校 給 食 課 長	木 下 義 彦
	生涯学習スポーツ課長	関 谷 学
	スポーツ・公民館担当課長	岡 野 要 一
	図 書 館 長	松 島 満
	指 導 主 事	梶 井 ひとみ
	指 導 主 事	瀧 澤 久 雄

9 事務局欠席者 なし

開会宣言 午前 10 時 00 分

委員長（山城清邦君）

ただいまからあきる野市教育委員会 3 月定例会を開催いたします。

本日は、教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日は、傍聴のご希望がありますので、許可いたします。

それでは、議事日程に従って会議を進めてまいります。

会議録署名委員につきましては、丹治委員と田野倉委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 議案第 12 号あきる野市いじめ防止基本方針についてを上程いたします。

提出者は説明をお願いいたします。

教育長（宮林 徹君）

議案第 12 号あきる野市いじめ防止基本方針についての議案を提出いたします。

説明は肝付部長よりいたします。

委員長（山城清邦君）

肝付部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

提案理由を説明させていただきます。

あきる野市いじめ防止対策推進条例、こちらは昨日の第 1 回定例議会で可決され、制定という運びとなりました。この制定に伴い、条例の第 10 条に基づき、本市における、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する目的で、この「あきる野市いじめ防止基本方針」を策定するものでございます。こちらについては、教育委員会では案の段階で、いろいろご審議を頂戴しているものでございます。昨日の条例制定を受けまして、正式な形で今回ご提出をさせていただきたいと思っております。案の段階からの文言修正はございません。ご承認よろしくお願ひしたいと思っております。

委員長（山城清邦君）

説明が終わりました。

ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。

特に案の段階からの修正はないということでしたが、何かご質問があればどうぞ。よろしいですか。

教育長（宮林 徹君）

いいですか。

委員長（山城清邦君）

教育長。

教育長（宮林 徹君）

いじめの問題は今に始まったことではありませんが、こうやって基本的な条例や方針ができて取り組んでいくということは、それだけ危機感を持って取り組みをしていかなくはならない世の中になったということだろうと思っております。その基本的な姿勢として、「おと

なが手本のあきる野市」があるわけです。常に大人が手本を示しながら、こういう問題にも取り組んでいくという。そういったことも広く地域の人たちにも伝えながら、みんなでいじめをなくす世の中にしていこうと。しかし、地域ぐるみでやっていくんだけれども、学校の中でいじめをなくすことが大事なんです。あきる野市はいじめ撲滅三原則を打ち立てています。これはどこへ行っても、使っていくということを基本的に考えてほしいなと思います。いじめをする人を許さない、される人を責めない、そして、いじめは見て見ぬふりしている人も加害者なんだという考え方で、いじめを撲滅しようとしているわけです。その基本的なスタンスは社会の中でも同じにやっていただかないと、いじめられるやつにも問題があるんじゃないかという考えもあると思いますが、最初からそれを言うてはいけないんです。まずいじめるなということをしつかりやろうよと。それから、いじめ側の言い分もあるだろうから、ゆっくり聞いてあげるとするのは、その後の話ですから。そこをしつかりと取り組んでいきましょうというのが、全面に出ていますので、しつかりと取り組んでいきたいなと思います。

委員長（山城清邦君）

私のほうから質問いたします。今おっしゃられた三原則はとても大事なことです、特に3番目のいじめに第三者なしという、ここが実際に運用する際に難しいかなという印象を持ちます。例えば、学校でいじめが発生した場合にそれを見ている生徒がいるわけですよね。その見ている生徒が、第三者なしということを実践するためには、安心して、それを訴えられる、あるいは相談できる人間関係が学校の中にないといけません。仕組みとしては十分だと思いますが、運用するに当たっての生徒と学校の先生との人間関係も大切だと思います。日常的に起きることについて、先生に告げ口したと言われても、ちゃんとその子が守られるような温かい人間関係が学校の中で形成されていることがとても大事じゃないかなという気がいたします。結局教育とは何かということに立ち返ってしまう問題なのかもしれませんが、そこを基本に据えて運用していただきたいと希望いたします。

肝付部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

おっしゃるように、いじめに第三者なしということは、観衆が傍観者にならないと。そういうことについて言えば、やはり自分がいじめられるんじゃないかということで勇気が出ないということはあると思います。ですから、今委員長がおっしゃったように、普段からの、いじめは許されないんだよというクラスの雰囲気、あるいは学校の雰囲気というものをつくり上げていくことができるのかということは、教師の役割でもあります。そういった中で、主体的にいじめは絶対許さないんだよ、私たちの中からは絶対に起こさないんだということが、子供たちの中にしつかりと芽生えるように、あるいはそういった力として備わっているようであれば、本当の意味でいじめに第三者なしというのは成り立っていかないだろうなと。これは学校教育の今後の取り組みの中で、地道に、そして確実に子供たちに力をつけていかなくてもいけないものだと考えております。そういった視点に立って、指導してまいりたいと思います。

教育長（宮林 徹君）

この三原則の中でここが一番大事なんです。実は。傍観者にならずに、先生に伝えたと

します。その子が絶対に守られないならば言わないほうがいいんです。その学級経営ができるかどうかというのは、まさに担任にかかっているんです。担任1人だけではなくて、学校のどの先生に言っても、自分は守ってもらえると。だから、勇気を持って知らせに行くということが大切なんです。社会だってそうですよね。第三者なしというのは、とても重いことなんです。それを見て見ぬふりしたら、先生も含めて加害者ですからと私は言っているんです。いじめをすとか、されるとかというところは、意外とはっきりしているけども、第三者なしというのはとても重いし質の高いものなので、そこがしっかりできたらいじめなんかなくなるんです。

委員長（山城清邦君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

この条例、または基本方針等の中でもうたわれていますが、実際の学校での道德の授業や学級活動の中で友人関係を育んだり、正義感を育てたりということがとても大事なところになると思います。具体的に学校のほうへ話をしていただければと思います。

委員長（山城清邦君）

肝付部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

道德教育については、文科省の動きの中でも教科化という流れもある中で、特に本市につきましては、27年度の教育課程について、道德教育の充実ということを各学校には徹底するように一つの柱として出しました。その具体的な取り組みとして、道德の評価について、子供をしっかり見取って、その見取りを文書のほうで各家庭に知らせるというようなことを今年から新たに組み込んでほしいということで学校に指示を出しています。評価とはちょっと違いますが、あくまでも子供の道德の取り組みについてのさまざまな講評や取り組みの様子について、しっかりと文書として家庭と共有してくださいと。そのためには、委員がおっしゃったように道德教育をきちんとしていなくてはならないし、子供の様子を大人がきちんと把握していなくちゃいけないことですので、そういった意味で本市の27年度の道德教育を充実させていきたいと考えております。

委員長（山城清邦君）

ほかによろしいですか。

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

今のいじめに第三者なしということに関連してですが、今回この基本方針の中で謳われているように、学校関係者だけではなく、市民や町内会、自治会の地域に住んでいる方、本当にあきる野市民一人一人が、いじめ問題のことに興味を持って、何か気がついたことがあればすぐに連絡できたらいいなと思います。例えば学校の行き帰りに、あの子はちょっといじめられているんじゃないかなと思ったときに、ちゅうちょせず学校側と連絡がすぐにとれるような体制があれば、もうちょっと草の根から、みんながいじめはいけないよと、そういう気持ちを醸成していけるのかなと思います。後ほど説明があるかと思いますが、市民に対しても周知徹底をしていただいて、一人一人がいじめは絶対だめなんだ、許

さないんだということを力強く認識していくような形になっていただければと思います。

あと、もう一つ、7ページのところにある重大事態への対処ということで、いじめにより当該学校に在籍する子供が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされているとき、の相当の期間の定義がちょうど真ん中辺に書いてあります。不登校というのは年間30日を目安とし、一定期間、連続して欠席しているような場合ということです。先日川崎のほうで痛ましい事件がありましたが、この30日にとらわれずに、具体的に何日ということではなく、担任の先生がいかにその子に対して深くかかわっていただけるかというところが、重要になってくると思いますので、何日以上欠席していないから大丈夫だろうではなく、本当に一日、二日でも連絡がなく欠席しているという子供に対して危機感を持って対応していただけるようにぜひお願いしたいと思います。

委員長（山城清邦君）

肝付部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

今2つご意見いただきました。不登校の話からですが、いじめということについては、これはもうどんな細かいことであっても学校に指導に入りますし、解決に向けて組織的に対応することになります。学校に行きづらくなったりだとか、悩んだり、嫌なことがあったということがわかれば、その原因の解決に向けて当然きちんと取り組んでいくということが大前提になります。この30日というのは、あくまでも重大事態というものをどのレベルで考えるかということの一つの目安ということでございますので、委員おっしゃったようにたとえ一日であろうと、ほんの数日であろうとも、それがいじめによって、そういった事態になっているということであれば、当然そのことについてはきちんと対処しなきゃいけないと考えております。

それから、もう一つ、市民への啓発ということでご意見いただきましたけども、リーフレットなどを作成しておりまして、そちらを町内会、自治会、あるいは保護者に配布する予定です。条例の趣旨の周知や、市民の方々にもいじめ防止について、いろいろな形でご支援いただきたいということで啓発も図ってまいりたいと考えております。

委員長（山城清邦君）

中学生ぐらいになると学校の中と行き帰りに見せる顔と、プライベートで見せる顔とは全部違うことがありますよね。やはり危険な兆候というのはどこから出るかわかりませんから、それをちゃんと捉えて対処したほうがいいかなと思います。

指導担当部長（肝付俊朗君）

厳しくも温かい目で見ていただければと思っております。

委員長（山城清邦君）

宮田委員、現役の中学生の保護者としていかがですか。

委員（宮田正彦君）

そのほかですと、細かい点になってしまいましたが、教育相談所というのは保護者からみると大変重要な機関だと思います。相談所の先生方は大変忙しいようで、相談日の予約がとりにくいという状況があるようです。また受付の方が、電話が混んでいると、なかなか緊急事態ということを察してくれていないというか、何日だったら空いています、それま

で連絡は後日させていただきますという対応で、先延ばしされるような印象があると。それについてはもう少し体制を整えたほうがいいかなという気がいたしました。

それと、いじめに第三者なしということなので、いじめられた子がショックを受けるというのもありますが、傍観者が何もしてくれなかったという面で大変ショックを受けてしまうということがあるように思います。その点で学校でも指導していただいて、いじめに第三者なしが徹底できればと思います。

それと、もう一点、それぞれの学校でのいじめに対する対応は、担任の先生がされると思います。その1人の先生ですと、それに長けた人ならいろんな対処ができるでしょうが、若い先生や経験がない先生だと、どうしたらいいかなと、二の足を踏んでしまうところがあると思います。ぜひ複数の教員が対応して、学校全体の対応として、早期に対応していただければ、よりよい方向へ早期に改善すると思います。その点ぜひ学校にご指導いただければと思っています。よろしくお願いいたします。

委員長（山城清邦君）

肝付部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

相談所については、委員がおっしゃるように非常に多忙な業務をこなしているところがございます。扱っている件数も非常に多く、そういう意味ではなかなか、何とか取り組んで欲しいという保護者の思いに必ず応えられているかということについては、難しい部分もあるかと思います。学校にはスクールカウンセラーもおりますのでご相談いただいたり、学校にご相談いただきながら、緊急なんだということで配慮いただきたいということだと思います。教育委員会としてもお話いただければ、学校のほうに相談させていただくこともあるかと思います。今後善処できればと思っています。

それから、第三者なしということについて言えば、先ほどもお話ししたクラスの雰囲気、集団の雰囲気というものをどれだけ高めていくか。あるいは子供たちのそういったいじめを絶対許さないという、子供の本当の力というものを育てていくことが、今後重要だろうなと思っています。

それから、学校の対応ですけれども、あくまでも担任が中心になって自分の受け持ちの子について対応するわけですが、担任1人でやるのではなく、組織的な対応ということで学年として、学校として、そしてさまざまな相談機関、専門家なども交えた対応をしていくことによって解決に向けて努力をしていくことが大切だと思います。それについては引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

委員長（山城清邦君）

よろしいでしょうか。

《はい》

委員長（山城清邦君）

それでは、質問がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第1 議案第12号あきる野市いじめ防止基本方針については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

日程第１ 議案第１２号あきる野市いじめ防止基本方針については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第２ 議案第１３号あきる野市いじめ問題対策連絡協議会規則を上程いたします。

提出者は説明をお願いいたします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第１３号あきる野市いじめ問題対策連絡協議会規則についての議案を提出します。

指導担当部長より説明いたします。

委員長（山城清邦君）

肝付部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

それでは、提案理由のほうを述べさせていただきます。

あきる野市いじめ防止対策推進条例の制定に伴い、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例第１２条に基づき、あきる野市いじめ問題対策連絡協議会を設置します。

このことに伴い、協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めた「あきる野市いじめ問題対策連絡協議会規則」を制定するため、委員会の承認を求めるものでございます。

１枚おめくりいただきまして、こちらがあきる野市いじめ問題対策連絡協議会の規則になります。１条から８条までのものでございます。主な制定内容について説明させていただきます。

まず、組織でございます。第２条関係になります。この協議会は、教育長及び委員２０人以内をもって組織します。

委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命します。１、識見を有する者。２、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者。３、警察署の職員。４、あきる野市立小中学校ＰＴＡ連合会の代表者。５、あきる野市町内会・自治会連合会の代表者。６、学校教育関係者。７、教育委員会事務局の職員及び市職員。８、その他教育委員会が必要と認める者。

任期でございますが、第３条になります。委員の任期は２年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

会長についてでございます。第４条関係でございます。協議会に会長を置きます。会長は、教育長をもって充てます。会長は、会務を総括し、協議会を代表します。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理します。

会議でございます。第５条関係になります。協議会は、必要の都度、会議を開催するものとし、会長が招集します。

会議の議長は、会長をもって充てます。

協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができません。

協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。

あきる野市いじめ問題対策実務者会議についてです。第6条関係になります。条例第12条第4項に規定するあきる野市いじめ問題対策実務者会議、こちらは教育委員会が委嘱または任命する実務担当者をもって組織します。

庶務になります。第7条関係です。協議会及び実務者会議の庶務は、教育部指導室において処理をします。

こちらについて、この規則は27年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

委員長（山城清邦君）

説明が終わりました。

ご質問ありましたら、どうぞ。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

第2条第2項の委員ですが、小中学校PTA連合会の代表者というと会長が該当すると思いますが、会長の任期が1年で、委員の任期が2年なので、毎年かわると考えてよろしいのでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

はい。ご指摘のように1年でかわりますので、職に対して充てるということで、PTA連合会の代表の方についても毎年かわるということになります。

委員（宮田正彦君）

学校教育関係者ですが、具体的にはどのような方を考えていらっしゃるんですか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

校長会の会長を考えております。

委員（宮田正彦君）

わかりました。

委員長（山城清邦君）

よろしいですか。

委員（宮田正彦君）

はい。

委員長（山城清邦君）

ご質問ありましたらどうぞ。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

第5条で協議会は必要の都度会議を開催するものとし、会長が招集するとありますが、この協議会については常設のものということでした。年何回ぐらい会議を開催するのかとか、あるいは不定期な開催が決まっているとか、その辺の話を聞きたいのと、同様に実務者会議についても定期的な会議を持つものなのかという2点をお聞きしたいです。

委員長（山城清邦君）

肝付部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

おっしゃるとおり、この問題対策協議会は常設の協議会でございます。年に2回程度の開催を考えております。

なお、協議の内容によっては、ぜひこのことについて改めて話し合わなくてはならない必要性があつて、会議を開くということもありえますので、必要な都度という文言は入れております。ただ、基本的に年2回開催というものをイメージしております。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

実務者会議についてはいかがですか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

実務者会議については、実際に協議会などでこういうことをやっていきたいと思います、ということについて検討してくださいというようなことが決まってくると思います。いじめをなくしていくためにどのような取り組みをしていくのか。それを受けて実務者会議を開く形になります。ですから、こちらでも年2回程度の開催を考えておりますが、もしかしたら実務者会議はもっと多くなるかもしれません。これを具体的に進めていくためにどうやっていきますかということで、随時集まっていただくということを想定しております。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

もう一つ、よろしいですか。

委員長（山城清邦君）

どうぞ。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

実務担当者というのは、人数や具体的にどういった方がなると考えていらっしゃるのでしょうか。

委員長（山城清邦君）

肝付部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

問題対策連絡協議会が、ここにもありますように20人以内をもって組織するということになっております。この実務者会議は下部組織でございまして、その長の方々に協議会へ集まっていいただいて、その部下に当たる方々、課長とか係長の方々に集まっていいただこうと思っています。正式な人数については、規則には載せてはおりませんが、おおむね15人弱ぐらいを考えております。

委員長（山城清邦君）

よろしいですか。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

はい。

委員長（山城清邦君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

この問題対策連絡協議会の中で具体的に話し合われる内容、検討される内容というのは、恐らくこれからだろうと思います。差し当たって、どのような方向で考えておられる

のでしょうか。

委員長（山城清邦君）

肝付部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

まず、本市におけるいじめの実態を、関係機関の方々には把握していただかなくてはならないと思います。そして、本市のいじめに対する基本的な考え方、方向性について理解をしてもらい、共通理解を持たなくてはなりません。その中で各部署、具現化していくためにどのようなことができるのか、あるいは実際どのようなことをやっているのか。組織の取り組みの様子について、お互いが共通理解を持たなくてはいけないだろうと思っています。その中で現実を踏まえて、今後いじめを、限りなくゼロにしていくためにはどのようなことができるかという方向性を考えていく、そういった内容になるかと思います。

委員（丹治 充君）

年間通じて計画されるということですね。委員については、それぞれの組織の代表者になるのかと思います。その組織において、例えば警察であれば、どんな方法で啓蒙していくとか、こんな指導をしていきますというのが具体的に提案されるわけですね。

指導担当部長（肝付俊朗君）

はい。

委員（丹治 充君）

結構です。

委員長（山城清邦君）

私のほうからよろしいでしょうか。第2条の第2項に委員の選出母体がここに書かれておりまして、先ほど説明がございました。現在のイメージとして、（2）の法律、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者という中に、精神科医などの医師、あるいは弁護士は入っているのでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

はい。こちらは弁護士や医師にも入っていただこうと考えております。

委員長（山城清邦君）

それから、基本方針の7ページの下から2行目に、市教育委員会が調査を行う場合には、市教育委員会、児童相談所、警察その他関係者で構成される調査委員会という記載がありました。児童相談所の職員や担当者というのは、規則の（2）に入るということでよろしいでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

はい。児童相談所の職員は（2）に入ります。

委員長（山城清邦君）

基本方針で掲げている以上は、（2）の専門知識を有する者の中に児童相談所の職員は入っているものと考えてよろしいでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

はい。

委員長（山城清邦君）

わかりました。

ほかによろしいですか。

宮田委員、よろしいですか。

委員（宮田正彦君）

はい、結構です。

委員長（山城清邦君）

それでは、質問がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第２ 議案第１３号あきる野市いじめ問題対策連絡協議会規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

日程第２ 議案第１３号あきる野市いじめ問題対策連絡協議会規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第３ 議案第１４号あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会規則を上程いたします。

説明をお願いいたします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第１４号あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会規則についての議案を提出いたします。

指導担当部長より説明いたします。

委員長（山城清邦君）

肝付部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

では、提案理由についてご説明させていただきます。

あきる野市いじめ防止対策推進条例の制定に伴い、学校において重大事態が発生した場合に、条例第１４条第１項の規定に基づき教育委員会が調査を行うときは、あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会を設置し、当該調査を行うものとするものでございます。

このことに伴い、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めた「あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会規則」を制定するため、委員会の承認を求めるものでございます。

１枚おめくりいただきまして、こちらがあきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会規則でございます。１条から８条までで成り立っているものでございます。主な内容についてご説明させていただきます。

まず、所掌事項でございます。委員会は、いじめ防止対策推進法第２８条第１項に規定する重大事態が発生した場合に、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告します。

組織でございます。第３条関係になります。委員会は、委員７人以内をもって組織しま

す。

委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命します。

1、識見を有する者。2、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者。3、警察署の職員。4、教育委員会事務局の職員。5、その他教育委員会が必要と認める者。

任期についてでございます。これは第4条関係になりますが、委員の任期は、第2条の規定による報告を終了したときに満了するものとします。

委員長についてです。第5条関係です。委員会に委員長を置き、委員の互選によって、これを定めます。

委員長は、会務を総括し、委員会を代表します。

委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

会議についてでございます。第6条関係です。委員会は、必要の都度、会議を開催するものとし、委員長が招集します。

会議の議長は、委員長をもって充てます。

委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことはできません。

委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによります。

委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め意見を聞き、または資料の提出を求めることができます。

庶務についてです。こちらは第7条関係です。委員会の庶務は、教育部指導室において処理することになります。

施行日は、27年の4月1日になります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

委員長（山城清邦君）

説明が終わりました。

ご質問ありましたらどうぞ。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

第6条第5項の関係者に対し、会議への出席を求め意見を聞き、実際に事態が発生したときの関係者というのは、いじめられている方といじめている方、そしてその保護者と考えてよろしいんですか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

必要があると認めるときの関係者というものは、あくまでも委員会がどう判断するかになります。必ずしもこの人たちを呼ばなくてはいけないというわけではないので、今おっしゃるように、保護者の方が必要だということであれば、おいでいただくことはあります。ただ、必ずそうだとは限りません。

委員（宮田正彦君）

必要があるときということですね。

指導担当部長（肝付俊朗君）

そうです。

委員（宮田正彦君）

わかりました。

委員長（山城清邦君）

ほかにいかがですか。

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

重大事案が発生したときに、必要の都度、開催されるということで、委員7人以内ということでした。どんな方かは記載がありますが、開催頻度が高くては困りますが、会議の都度委員はかわる可能性があるのでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

いじめ問題調査委員会のメンバーについては、先ほどご説明いたしました。このいじめ問題対策連絡協議会の構成メンバーとは全く違う方を調査委員会のメンバーとして考えております。該当する方については前もって、メンバーになっていただきたい旨お知らせをしておきたいと考えております。ただ、いつ機能するのか。1カ月後なのか、1年後なのか。もちろん永久に開催されないほうがいいとは思いますが、そのときに人がかわっている可能性がございます。またお願いすることが難しいようであれば、新たな人をお願いしていくということは必要だと考えております。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

イメージとしては、この1年間に何かあった場合にはお願いしますという形であらかじめお願いをしておいて、開催されなければ何もなく終わるということですね。

指導担当部長（肝付俊朗君）

はい。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

わかりました。ありがとうございます。

委員長（山城清邦君）

私のほうからよろしいでしょうか。連絡協議会の第2条第2項中（3）に警察署の職員、あるいは（2）の法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者とあります。例えば（2）ですと、必ずしも組織上のヒエラルキーがない場合もあるかと思います。警察の場合には完全にピラミッド型組織でしょうから、該当する方がわかりやすいと思います。あらかじめお話をする以上は、どういう方というイメージは必要かと思いますがいかがでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

具体的にお話をしておりますが、こちらのイメージとしては、問題対策連絡協議会、常設のものにつきましては、福生警察署、あるいは五日市警察署の関係者においていただきたいと考えております。そしていじめ問題調査委員会の警察関係者ということであれば、八王子市にある少年センターなどから関係者としておいでいただければなというイメージは持っております。

委員長（山城清邦君）

八王子の少年センターというのは、五日市、福生警察とはどういう関係になるのでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

少年センターは、相談機関ですので、警察署とは異なるものです。

委員長（山城清邦君）

委員は7人以内で、5項目上がっています。（3）からは2人など、そういったこともあり得るわけですね。

指導担当部長（肝付俊朗君）

警察の職員ということでしょうか。

委員長（山城清邦君）

例えばです。

指導担当部長（肝付俊朗君）

警察の職員については、今のところ1名をイメージしています。

委員長（山城清邦君）

そうですか。

ほかに何かご質問ありますか。

よろしいでしょうか。

《はい》

委員長（山城清邦君）

それでは、質問等ないようですので、質疑は終了いたします。

日程第3 議案第14号あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

日程第3 議案第14号あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 議案第15号あきる野市特別支援教育推進計画についてを上程いたします。

提出者は説明をお願いいたします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第15号あきる野市特別支援教育推進計画についての議案を提出いたします。

説明は、指導担当部長よりいたします。

委員長（山城清邦君）

肝付部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

それでは、提案理由を述べさせていただきます。

あきる野市における特別支援教育を意図的・計画的・組織的に推進するための計画である「あきる野市特別支援教育推進計画」を策定するので、委員会の承認を求めるものでございます。

こちらにつきましては、既に教育委員会では案の段階でご審議をいただいたものでございます。パブリックコメントを経て、その結果、参考になるようなご意見もいただきましたが、案の段階から文言等は変わっているものではございません。よろしくご審議のほど、お願いしたいと思います。

委員長（山城清邦君）

ご質問いかがですか。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

いろいろな事件が起きていて、先ほどお話のあった不登校の関連で、川崎の事件もありました。それ以外の乳幼児について、新聞で育児放棄などのいろいろな話が出ています。3ページの第3章の乳幼児期のところで、一番上の1歳6カ月児健康診査の結果欄見ますと、3.8%の方は受けに来られていないということでした。その方に関しては、実際に業務に当たるのは健康課になると思いますが、来なかった場合には連絡をとって、その子が実際にいるのか、いないのか確認というのはされているのでしょうか。担当課は違いますが、その辺わかりましたら教えてください。子供が既に何らかの事件に巻き込まれて来られないという状況も考えられると新聞報道でもありますし。その辺、こちらの対応として所在確認などは行われているのでしょうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

委員長（山城清邦君）

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

お答えいたします。今ご質問のありました、健康診査のときの対応ということですが、委員からお話がありましたように、担当する課としましては健康課が行っております。検診に来なかった場合、連絡等はとっていると聞いております。ただ、実際に所在確認等をしているかという部分につきましては、把握してございません。申し訳ございません。ただこの健康診断だけではなくて、学校からも、お子さんとなかなか交流できないというような状況が間々あると伺います。そういう場合には、子ども子育て支援センターなどと連携しながら、そのお子さんが今どういう状況にいるか家庭訪問等を行ったりして確認をしていると聞いております。今後も行っていきたいと思っております。

委員（宮田正彦君）

ありがとうございます。

委員長（山城清邦君）

ほかにご質問ありますか。

パブリックコメントはどのぐらいご意見が寄せられたんでしょうか。

委員長（山城清邦君）

肝付部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

パブリックコメントにつきましては、ホームページで59人、延べ93回の閲覧があったことを、こちらのほうで把握しているものでございます。

委員長（山城清邦君）

ご意見あったのでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

意見としては1件ございました。

委員長（山城清邦君）

どのようなご意見だったのでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

特別支援に関するいろいろなご自分の考え方というものを述べられたというような内容でございます。

委員長（山城清邦君）

ほかにご質問いかがでしょうか。

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

質問というか、お願いになるんですが、特別な支援を必要とする子どもというのは、幼少期のうちから早目に適切な対応をとっていったほうがいいというのは、もちろんそうなんですけども、実際に育てていらっしゃる保護者の方からすると、自分の子供が特別な支援を必要とする子になるというのは、心の中で納得がいかないといったような声を耳にする機会があります。上から理論的にこうですよというのではなく、その保護者の方の心情に沿って対応していただけるといいなと思いました。小さいお子さんの場合でしたら健康診断の時ですとか、小学校のときでしたら就学相談の際など言葉かけがすごく微妙な部分があると思います。その辺、親御さんと一旦こじれてしまうと、特別支援学級がありますよというお話をしても、うちの子は普通学級で大丈夫ですとなってしまうがちなので、やはり最初のところで自分の子だったらどうなんだろうという、その辺の思いを考えながら言葉かけをしていただけると、保護者の方との考え方のギャップが少なくなってくるのかなと思います。一人一人の子どもに沿った対応を非常に慎重にお願いしたいなと思います。

委員長（山城清邦君）

肝付部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

委員おっしゃるように、実際にそういったお子さんの親御さんのお気持ちというものはとても大事にしないではいけませんし、その辺十分配慮した対応を教育委員会としてもしなきゃいけないということは、これからも大切にしていきたいと思います。その中で就学相談等、丁寧に保護者とやりとりはしているつもりではございます。あくまでも押しつけるのではなくて、お子さんの実情について十分ご説明させていただきながら、最後は親御さんのお気持ちも十分踏まえながら、最終的に就学の決定をいたします。

ただ、委員もおっしゃいましたが、そのお子さんにとって何がいいのかということについては、やはり親身になって対応していきたいと考えております。もし親御さんが就学の判定とは違うところを希望されて、そこに就学された子については、その後の様子なども見取りをしていきながら、保護者と一緒になって、どういう形で寄り添いをしていったらいいかということについて取り組んでいるところでございます。

委員長（山城清邦君）

よろしいですか。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

はい。

委員長（山城清邦君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

綿密な特別支援教育の推進計画が今までの実践蓄積により、細部にわたって、練られ実施されていくわけです。例えば、各学校で特別な支援を必要とする児童生徒に対して、学校全体で取り組んでいくような校内組織、委員会が設置してあって、一方でその子供に対して全職員の共通理解がなされ、必要な支援が行われていました。保育園や幼稚園から小学校に上がって初めてその辺が詳しくわかることも今まではあったと思います。そういう点でも幼稚園、保育園の組織的な対応、組織を今後つくっていこうという方向はあるのでしょうか。

2点目は、そこにかかわる心理士及び場合によっては精神科のお医者様は、予算の関係もあるとは思いますが、この計画の中で意図的に関係していけるような状況にあるのかどうか、その辺を教えていただけたらと思います。

委員長（山城清邦君）

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

最初のご質問ですが、幼稚園や保育園に対する組織的な対応というご質問だと思います。まず本市におきましては、学校、それから幼稚園、保育園全てに関しまして、特別支援コーディネーターというものを任命するように、こちらのほうからお願いさせていただいております。各園からの代表者が集まって、情報交換や特別支援についての研修を深める場として、コーディネーター連絡会を年に4回実施しております。あわせまして各学校には校内委員会というものが設置されております。それから、幼稚園の組織的な対応ということで、こちらからお話をさせていただいて、まだ全てではございませんが、多くの園で委員会を設置していただいているところもございます。

ただ、巡回相談というものを、教育相談所から臨床心理士を派遣して行っております。それに関して、特別支援コーディネーターやそれ以外の方々なども一緒にその話を聞いたりして、その子に対してどのような支援をしていけばよいかというものを学んでいく機会等にもなっております。子供たちのちょっとしたしぐさや、様子などを早い段階で感じ、それをうまく支援につなげるという体制はもう既に幼稚園、保育園の段階からできていると考えております。

それから、2つ目の医師の派遣関係のご質問ですが、まず、お医者さんとのかわりに関しましては、主に特別支援学級の固定学級、それから通級指導学級への巡回というものがございます。例えばページで言いますと、10ページでございます。西多摩療育支援センターの医師が特別支援学級に、年に1回にはなりますけれども、訪問させていただいております。全ての子供というよりは、ある特定の子供を中心にどういうふうに指導していったらよいかというのをじっくりと観察し、話を伺ったりする形で実施しております。

また、医師とは異なりますけれども、先ほどの巡回相談での臨床心理士との指導面のかかわりも、関係機関との連携ということで位置づけております。

委員長（山城清邦君）

肝付部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

7 ページですが、組織とは異なりますが、学校と幼稚園、保育園と連携して、就学支援シートや進学支援シートを作成し、学校にもきちんと上げていくことで、早い時期から子供たちに適切な対応ができるように情報共有はしております。

委員長（山城清邦君）

よろしいでしょうか。

委員（丹治 充君）

今の点、学校訪問していますと思った以上に支援を必要とする児童生徒がいますよね。児童の場合には、就学前にわかる場合と、実際に入学した後にわかる場合とがあると思います。そういった意味で就学前の見取りが大事だと感じたものですから、質問させていただきました。

以上です。

委員長（山城清邦君）

教育長。

教育長（宮林 徹君）

今のことは、とても大事なことです。あきる野市が特別支援教育を最初に手を挙げて取り組み始めたのが平成16年です。指定を受けてスタートして、本番は19年からでしたが、その前の3年間の間に気づいたことは、就学前の子供たちに早くから手を差し伸べて支援をすればするほど後々いいんだということです。大学の先生が来ていろいろ指導してくださった中で気づいたんですが、その先生は、3歳のころに気づいた子供は20歳になったときには違っているんだというデータを示してくれました。特別支援検討委員会というのは、保育園や幼稚園の先生もメンバーなんですよ。そこで幼稚園や保育園とどういうふうにかかわっていくかということがとても大事だということをみんなで認識しました。

その中で、小学校へ入る前にちょっと心配だなと思う子供については、事前に支援シートを書いてもらえないかということで取り組みましたが、最初は抵抗がありました。わざわざ事前に自分の子供の心配なことを小学校の先生に知らせておいて、変な先入観を持たせて入学させたくありませんという親が圧倒的に多かったです。しかし、保育園での様子を見てみると、心配だなと思う子はいるでしょうということで、できる保育園からやってもらいました。幼稚園や保育園の先生方、今は全員やってくれているんです。幼稚園や保育園の先生は、特別支援教育の勉強をしなきゃいけないということで、取り組みをしてみましたね。

今では支援シートを書くことは当たり前になりましたし、巡回相談も教育委員会で予算を組んで、保育園にも行って巡回相談もしてもらっています。巡回相談は保育園や幼稚園が重要だと思うんですよ。縦割り行政ではなく、特別支援に関しては健康福祉部と教育委員会が一緒になって予算を組んで、相談所に巡回相談員を置いて、幼稚園、保育園の訪

問をします。相談員は、幼稚園や保育園の先生方とも話しをしていると思います。この子はこういうふうにしたほうがいいと思いますよということを指導されながら、結構すごい取り組みをしていると私は思っています。中学校卒業してから高校をどうするかということもありますし、幼稚園、保育園から小学校へ上がるところは、今よく理解していただいているし、そのためにスムーズに、バリアフリーですと小学校に来られているんじゃないかと思います。小学校から中学校はまさに小中一貫教育をやっているわけですから、幼児から中学３年生まではずっと行けるように、理屈ではなっているはずなんです。あとはどれぐらい実力を発揮してやれるかどうかだと思っています。

委員長（山城清邦君）

私のほうからよろしいでしょうか。この前もちよつと話したかもしれませんが、例えば３ページの（２）、特別な支援が必要な園児の状況に、２５年度幼稚園が２５、保育園が３７とあります。これはおそらく児童課からの財政的な補助を受けている人数だと思います。実は、特別支援教育に関しましては、保育園、幼稚園はまさに入り口に当たるところで、先ほど田野倉委員がおっしゃったように、気がついた場合に、どのように保護者に接していくかというのは、ケース・バイ・ケースですが慎重な対応が必要になると思います。お子さんの状態、それから保護者の考え方を見ながら、どういうふうにやっていこうかと考えて、臨機応変に対応していきます。各保育園、幼稚園とも苦勞していると思います。ここに載っている方というのは、専門医療機関の診断書を得られた方々だと思います。そうでないと財政的な補助が得られませんので。この方々以外にも、相当数のお子さん方がいらっしゃると思います。先ほど教育長もおっしゃっていましたが、市のほうで巡回相談をやっていただいて、そのおかげで私自身も、そういったお子さんに対する接し方、保育の仕方についてスキルアップをしたと思います。現に、教育相談所の方々に来ていただいてアドバイスを受けますと、ああ、そうかと納得するところが随分ありまして、さすが専門家だなと感じることがいまだにあります。

もう一つ大事なことは、先ほどのいじめに対する学校の一体となった体制のように、お子さんを取り巻く職員全員が、お子さんのことをよく承知していることがとても大事で、園長以下、担任でない職員も、そのお子さんのことについては大体共有しているということが理想的です。保育園については組織が小さいですから、委員会を設置しなくても定期的な職員会議で情報交換というのはされているはずです。一体性という意味ではかなり上がってきていると思います。ただ、やはり難しいのは、入り口に当たる部分ですので、極端な場合だとマンツーマン対応が必要な場合でも、親御さんの了解を得られないと、保育園、幼稚園で担っていく部分が多くなると思いますので、その辺ちょつとつらいところかなという感じがします。全体としては、特別支援教育については、保育園、幼稚園においても、１０年前に比べると相当スキルアップしています。そのお子さんが今日一日、保育園、幼稚園で何をして過ごしたんだろうということがなくなるように、今日は楽しかったと、自分で一日の園での生活を満足できるような方向に行けるようにするのに、これは大変ありがたいことだと思っています。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

今山城委員長のからお話がありましたが、当初の研究では児童生徒約6%の児童生徒が該当するという調査結果を対象にして特別支援教育が始まったと思います。あきる野市の場合、非常に少ないですね。幼児等については、恐らく6%未満ではないでしょうか。私は反対に、特別支援教育について理解の進んだあきる野市の小中学校には、該当する児童生徒の数が増えてくるのかなという気もいたしました。

委員長（山城清邦君）

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

委員長からお話がありました3ページの（2）の特別な支援が必要な園児の状況につきましては、お話のあったとおり財政的な支援をしている人数になっております。今、丹治委員からお話のありました幼稚園、保育園で必要な数についてはお話いただいたとおりです。その辺、巡回相談でかなりの数が上がってきております。こちらの計画の中には示してはおりませんが、実態としてはかなりの人数いるということは教育委員会のほうも把握しております。それに合わせて、部長からもお話しさせていただきましたが、就学相談に早い段階でかかっていくとか、いろいろな手だてをとっているというのが現状です。

委員長（山城清邦君）

就学前ですと、大きなターニングポイントが就学相談ですね。5歳児が秋に、来年の春どこへ進学しようかということで、親御さんが決断をしなくてはなりません。そこが第一関門です。そこでうまく繋げられるといいほうに進むと思います。1歳半、3歳、それから就学相談、年長さんの秋が一つの大きなポイントになりますね。

ほかに何かご質問ございますか。

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

先ほど教育長のお話にもありましたが、本当に、小さい頃から中学生になるまで、継続して支援をし続けていけるような体制は、あきる野市ではかなりできていると思います。高校まで支援しようと思ったというお話でしたが、やはり特別な支援を必要とする子どもを持つ親御さんにとっては、その子にとって何が一番いいのかということだと思います。将来像というか、こうやればこうなるよという、モデルケースがなくゴールが見えないので、通常学級に入らないとどうなってしまうんだろうという、不安がとても大きいような気がします。もちろんあきる野市として、その方の先々まで、責任を負うのはなかなか難しいとは思いますが、10ページにあるように中学を出た後、高校に行くとか就労するとか、その辺のことがもうちょっと情報として、こういった道がありますよ、こういった形がありますよと保護者に示せると、保護者も、うちの子にはこうやっていくのが、一番いいんだなと納得をしやすくなるかと思うので、今後そういった整備が進めばスムーズに連携していけるのかなと思いました。

委員長（山城清邦君）

ほかにご質問ありますか。よろしいですか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

それでは、質問等ありませんので、質疑を終了いたします。

日程第4 議案第15号あきる野市特別支援教育推進計画については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

日程第4 議案第15号あきる野市特別支援教育推進計画については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第5 議案第16号あきる野市立学校職員等服務規程等の一部改正についてを上程します。

提出者は説明をお願いいたします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第16号あきる野市立学校職員等服務規程等の一部改正についての議案を提出します。

肝付部長より説明いたします。

委員長（山城清邦君）

肝付部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

それでは、あきる野市立学校職員等服務規程等の一部改正について、提案理由を説明させていただきます。

東京都は、平成26年総務省通知を踏まえ、平成27年4月1日から新たに一般職非常勤職員制度を導入することとする。このため、東京都教育委員会においても、これまで定年退職者等を特別職非常勤職員として任用しておりましたが、一般職の非常勤職員として任用するため、関係規程の一部を改正しました。

このことに伴いまして、東京都教育委員会が任命し、市立学校に配置する非常勤教員が一般職の非常勤職員に該当することから、あきる野市立学校職員等服務規程等の一部を下記のとおり改正する必要があるため、委員会の承認を求めるものでございます。

こちらにつきましては、東京都の規程に基づきまして、あきる野市の服務規程の文言修正を行ったということとご理解いただきたいと思います。文言修正したものについては、大きく分けて4つございます。このあきる野市立学校職員等服務規程の一部改正、第1条になります。あきる野市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正。それから、次のページ、あきる野市立学校職員被服貸与規程の一部改正。そして、第4条になります、あきる野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正。いわゆる今まで特別職であった非常勤職員を一般の教員と同じように扱うということに改正したものでございます。よろしくをお願いいたします。

委員長（山城清邦君）

説明が終わりました。

ご質問ありましたらどうぞ。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

規則が変わって、サービス内容は変わるのですか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

サービス規程が変わって、根拠となるものが地方公務員法から、東京都のこの規程に基づいてあきる野市のサービス規程の中に組み込まれて扱われますよということです。

委員（丹治 充君）

一般職の非常勤職員になるんですね。職務についても、今までのいわゆる職務内容からさらに広範囲な職務内容に広がっていくのでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

規程に基づいて行われることになります。

委員長（山城清邦君）

私から質問ですが、一般職の非常勤職員と特別職の非常勤職員とはどう違うんですか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

この規程の中に含まれなかった方々が特別職だったということです。

委員長（山城清邦君）

サービス規程などについては、特別職の場合には適用されないけれども、一般職になると適用されるということでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

そういうことです。

委員長（山城清邦君）

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

この改正によって特別職の非常勤職員はいなくなってしまうのでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

そうです。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

全員が一般職に変わると。

委員長（山城清邦君）

特別職の非常勤職員として勤務していた方が、4月1日からは一般職の非常勤職員となりますよね。

指導担当部長（肝付俊朗君）

はい。

委員長（山城清邦君）

そうした場合に、その方の仕事の仕方、あるいは指揮命令系統関係は具体的にはどのように変わってくるのでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

指揮命令系統関係は、特段この規程改正によって変わるわけではありません。サービス規程ですから、例えば事故を起こした場合や、身分の関係について、この規程に準じて、対処

が行われるということです。

委員長（山城清邦君）

具体的には非常勤職員とは、どういう方々が該当するのでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

学校を定年退職されて、非常勤教員として配置された方です。

委員長（山城清邦君）

勤務場所としては、あきる野市で言えば例えばせせらぎ教室などでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

はい。学校にも配置されております。

委員長（山城清邦君）

学校に配属されたり、あるいは教職員研修センターにおられたりするのですね。

指導担当部長（肝付俊朗君）

はい。

委員長（山城清邦君）

その方々の勤務体制というのは変わらないのでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

勤務体制が変わるものではありません。

委員長（山城清邦君）

この改正によって、今までと変わってしまって支障というのはないんですか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

支障はございません。

委員長（山城清邦君）

あるいはよくなったという部分がありますか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

服務規程ですので、何かあったときのサービスの根拠は何なのかというところが、こちらに組み込まれたということになります。

委員（丹治 充君）

職務内容は変わらないということですよ。

委員長（山城清邦君）

これによって運用上困ることはない。

指導担当部長（肝付俊朗君）

ないです。

委員長（山城清邦君）

ほかにご質問ございますか。

よろしいですか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

それでは、質問等ないので、質疑を終了いたします。

日程第5 議案第16号あきる野市立学校職員等服務規程等の一部改正については、原

案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

日程第５ 議案第１６号あきる野市立学校職員等服務規程等の一部改正については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第６ 議案第１７号あきる野市有形文化財（建造物）の指定についてを上程します。

提出者は説明をお願いいたします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第１７号あきる野市有形文化財（建造物）の指定についての議案を提出します。

生涯学習担当部長より説明いたします。

委員長（山城清邦君）

山田部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それでは、まず提案理由についてです。平成２７年１月２９日付、あ教生発第６７号によりあきる野市文化財保護審議会に諮問した子生神社本殿の指定につきまして、平成２７年２月１７日付で答申があったため、あきる野市文化財保護条例第４条第１項の規定により、別紙のとおりあきる野市有形文化財（建造物）に指定をしたいので、委員会の承認を求めるものでございます。

恐れ入ります。次のページ、別紙１をご覧ください。

１、指定の種別、有形文化財（建造物）。

２、名称及び員数、子生神社本殿１棟。

３、所在地、あきる野市小中野１８７番地。

４、所有者、宗教法人子生神社宮司、宮本信行（あきる野市戸倉３５４番地）。

５、構造概要、一間社流れづくり、軒唐破風・千鳥破風付、こけら葺き。

６、指定理由でございます。弘化４年（１８４７年）に建築されたことや、大工「高階菊治郎邦直」や彫工「小川慶三良」の名が扁額や彫刻の墨書から明らかである。また、建物全体にわたって見事な彫刻や装飾が施され、保存状態もよく、江戸後期の本殿建築の様式を伝える社殿として貴重であるということが指定理由でございます。よろしくご審議いただきますよう、お願いします。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

ご質問いかがでしょうか。

これによって所有者に何か金銭的な負担が生じるとか、あるいは指定を受けることによって何か義務が課されるといったことはあるのでしょうか。

関谷課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

所有者に対しては、管理公開謝礼ということで1万円支給してございます。また、指定された場合には、そのもの自体を造作等の現状変更する場合には、事前に教育委員会の許可が必要になります。許可申請を出していただく形になります。

以上です。

委員長（山城清邦君）

公開の義務もあるということですね。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

公開をしていただくことも必要になりますので、場をつくっていただくようにこちらからもお願いをしていきたいと考えています。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

ご質問ございますか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

大事な文化財ですので、防火関係の規制は特になのでしょうか。

委員長（山城清邦君）

関谷課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

建造物が文化財指定を受けますと消防法上の縛りが発生いたします。消防署のほうから防火のための設備を整えなさいという指導が、所有者のほうにあります。

委員（丹治 充君）

指定を受けた神社なら神社の法人のほうへ連絡がいくわけですね。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

所有者のほうにいきます。基本的には、文化財の保存管理は第一義的には所有者の義務ということで所有者のほうにあります。

委員長（山城清邦君）

この建物の場合に放水銃が必要だとか、そういうことはないですね。

関谷課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

基本的に消防署から指導、設置を求められる設備としましては火災報知設備です。煙や熱が発生した場合には、何らかの場所に連絡がいくような設備を消防署のほうは求めています。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

その費用負担というのは所有者になるんですか。

委員長（山城清邦君）

関谷課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

先ほど申し上げたとおり所有者に管理義務がございますので、第一義的には所有者に求めることになります。

委員長（山城清邦君）

子生神社の場合には、新たに火災報知設備を設置することになるとすれば、それをご負担されるということを承知の上で指定を受けられるということによろしいのでしょうか。

関谷課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

指定された場合には、今申し上げたとおり消防署のほうの防火の指導を受けますよということで、それを了解した上で承諾書をいただいておりますので、所有者は承知をしております。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

先日、国の指定文化財なども、いつの間にか発掘現場の施設が取り壊されたり、文化財が紛失してしまっているという報道がありました。あきる野市は文化財が増えていきますが、指定以降の現状確認というのは、年に1回又は10年に1回とかされるようになっていくのでしょうか。

委員長（山城清邦君）

関谷課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

改めての確認はやっておりませんが、先ほど申しましたとおり、管理公開謝礼の支払い手続の中で、もしそういった情報があれば、市のほうに連絡がくると思いますので、情報のやりとりはしていきたいと思っております。今のところまだ紛失してしまって困ったという情報は入ってきておりません。

委員長（山城清邦君）

市の指定を受けますと、消防署は年に1回立ち入りがあります。

ほかに質問はございますか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

質問等ないので、質疑を終了いたします。

日程第6 議案第17号あきる野市有形文化財（建造物）の指定については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

日程第6 議案第17号あきる野市有形文化財（建造物）の指定については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第7 報告事項（1）あきる野市就学援助費支給要綱の一部改正について、報告者は説明をお願いいたします。

小林課長。

教育総務課長（小林賢司君）

それでは、あきる野市就学援助費支給要綱の一部改正につきまして、報告をさせていただきます。

まず、要旨から説明をさせていただきます。就学援助費の支給対象者の認定につきましては、就学援助費支給要綱を定めまして、基準需要額を生活保護法に規定する生活保護基準額表を用いて行っております。平成25年8月1日に生活保護基準が見直され、平成27年度以降の就学援助費支給対象者の認定に影響を及ぼすこととなりますが、政府はできる限り影響が及ばないよう、理解と適切な対応を求めています。このようなことから生活保護基準の見直しの影響が生じないよう、基準需要額の算定基礎となる生活保護基準額の基準日を「当該年度前年の4月1日」を生活保護基準見直し前の「平成25年4月1日」に改正をしたものでございます。

また、基準需要額の算定基礎のうち住宅扶助につきましては、実態に見合った額とするため、生活保護基準額の一般基準から特別基準に改めたものでございます。これらの規定の整備をするため、要綱の一部を改正したものでございます。

資料をご覧ください。また、参考までに改正前の要綱も添付させていただいております。改正内容でございますが、第3条中「当該年度前年の4月1日」を「平成25年4月1日」に改め、同条第4号中「賃貸住宅、間代のみ、一般基準」を「家賃、間代、地代等の額（月額）の特別基準」に改めたものでございます。

その他につきましては、文言修正を行ったものでございます。

なお、住宅扶助につきましては、一般基準は1万3,000円以内となっており、特別基準は6万9,800円以内ということでございます。

附則としまして、この要綱は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

委員長（山城清邦君）

ご質問いかがでしょうか。

これは要するに生活保護費の切り下げをある程度回避することになるのでしょうか。

教育総務課長（小林賢司君）

はい。生活保護費が、平成25年8月1日から三段階にわたって引き下げが行われました。生活保護費が下がることによって修学援助の基準額も下がってしまいます。影響を受ける人がいることから、国のほうは影響を及ぼさないように対応しなさいという通知が来ております。市の方では、当然平成27年度から影響を受けますので、その影響を受けないようにするために、生活保護基準が下がる前の基準表を用いるということです。基準額引き下げ後の表を適用しますと約60人が影響を受けてしまいますので、平成25年4月1日の基準を用いるという改正をしたものでございます。

また、住宅扶助につきましては、今まで貸し家の場合1万3,000円の補助があったんですが、実態に合わせまして、特別基準ということで7人未満までは6万9,800円、7人以上は8万3,800円という経費に変えたということでございます。

委員長（山城清邦君）

生活保護費の見直しというのは、厚労省がやるわけですね。

教育総務課長（小林賢司君）

はい。

委員長（山城清邦君）

それに対して文科省のほうで、必ずしも厚労省の動向にとらわれるなど言ったということではよろしいんですね。

教育総務課長（小林賢司君）

そうです。通知がきております。

委員長（山城清邦君）

水準を下げないためですね。

教育総務課長（小林賢司君）

はい。

委員長（山城清邦君）

その場合に、文科省のほうから財政措置はあるんですか。

教育総務課長（小林賢司君）

ありません。

委員長（山城清邦君）

ないんですか。

教育総務課長（小林賢司君）

ただ、これ全部一般財源なんですけど、交付税の対象になっております。

委員長（山城清邦君）

ありがたい措置ということですね。

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

就学援助を現在受けている家庭にとってはありがたい体制になったと思います。基準を平成25年4月1日にするとのことでしたが、今後、例えば10年後などに、基準を変えらるということになるのでしょうか。

委員長（山城清邦君）

小林課長。

教育総務課長（小林賢司君）

今現在の生活保護の引き下げの影響を受けないために、基準を下がる前の25年4月にしましたが、今後の国の動向もありますので、国がまた下げれば、それに合わせていこうと思っています。今後数年はこの要綱でいくと思います。あとは国の動向を見ながら改正はしていきます。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

わかりました。

委員長（山城清邦君）

ほかにご質問ございますか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

就学援助費等の基準については、自治体によって異なるのでしょうか。

委員長（山城清邦君）

小林課長。

教育総務課長（小林賢司君）

これ市によって基準も違ってきます。また、今回の生活保護費の引き下げに伴って影響を受けないようにする市や下がった市があります。去年の１２月の資料ですが、引き下げになってしまう市が２６市中９市。あきる野市のように引き下げにならないように措置をした市が１５市。あと、検討中が２市ということで、各市ばらばらでございます。

委員長（山城清邦君）

私のほうからよろしいでしょうか。就学援助費を受けている児童生徒は、大体何％ぐらいなのでしょうか。

小林課長。

教育総務課長（小林賢司君）

平成２６年度は、まだ見込みですが、小中学校全体で１５．５５％です。ちなみに、２５年度は１５．７４％です。

委員長（山城清邦君）

下回ったということですか。

教育総務課長（小林賢司君）

そうです。あくまでもまだ見込みです。確定ではないんですが、１５．５５％です。ほぼ横ばいか、今までは上がってきているような状況でございます。

委員長（山城清邦君）

過去５、６年で見ると上昇傾向ということですよ。

教育総務課長（小林賢司君）

はい。

委員長職務代理人（田野倉美保君）

この１５．５５％というのは、ほかの市町村と比べると、どの位なのでしょう。

委員長（山城清邦君）

小林課長。

教育総務課長（小林賢司君）

２６市中、大体真ん中辺に位置しています。

委員長（山城清邦君）

ほかにご質問ございますか。

よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第８ 報告事項（２）、あきる野市総合教育会議設置要綱の制定について、報告者は、報告をお願いいたします。

教育総務課長（小林賢司君）

それでは、あきる野市総合教育会議設置要綱の制定につきまして報告をさせていただきます。

まず、要旨から説明させていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月に施行されることに伴い、施策の大綱に関する協議等を行うため、あきる野市総合教育会議を設置することになりました。このことに伴い、会議の設置に関し必要事項を定めるため、あきる野市総合教育会議設置要綱を制定するものでございます。

資料をご覧ください。まず、目的及び設置でございます。第1条、市長及びあきる野市教育委員会（以下「委員会」という。）が、あきる野市における教育の課題及びあるべき姿を共有し、効果的に教育行政を推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、あきる野市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置するものでございます。

所掌事項、第2条としまして、会議は、法第1条の3第1項に規定する大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行うものでございます。

（1）としまして、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策。

（2）としまして、児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置ということでございます。

続きまして、構成員。第3条でございます。会議は、市長及び教育委員会をもって構成するものでございます。

続きまして、会議。第4条、会議は、必要の都度開催するものとし、市長が招集するものでございます。

第2項から第5項につきましては、ここに記載のとおりでございます。

会議の公開、第5条、議事録、第6条、傍聴、第7条につきましては、ここに記載のとおりでございます。また教育委員会定例会と同様な形となっております。

庶務、第8条。会議の庶務は、企画政策部企画政策課において処理するものでございます。

附則としまして、この要綱は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

ご質問ありましたら、どうぞ。

いよいよ具体化されてきたということですね。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

よろしいですか。

委員長（山城清邦君）

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

第3条の構成員に、市長及び委員会をもってとありますが、この委員会というのは、教育委員の5名ということでしょうか。

教育総務課長（小林賢司君）

はい。市長と教育委員で会議の中で、調整や協議を行っていくということです。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

わかりました。

教育長（宮林 徹君）

この会議に市長が来て、2条にあるような内容を話し合うということでしょうね。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

そのときに今こちらにいらっしゃるような教育部長、指導担当部長は出席しないのでしょうか。

委員長（山城清邦君）

小林課長。

教育総務課長（小林賢司君）

企画政策課が庶務を行うものですが、企画政策課長と教育委員会の関連する部課長が出席する予定になっております。教育関連のことが話し合われますので、当然教育委員会の部課長は出席ということになるかと思えます。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

では、今の形に市長がいらっしゃるということでしょうか。

教育長（宮林 徹君）

市長と企画政策部の部課長だね。

委員長（山城清邦君）

市長を含めて3人増えるということでしょうか。

教育長（宮林 徹君）

ここには市長1人が来るだけ。

教育総務課長（小林賢司君）

関係する、部長は当然メンバーに入ります。課長につきましては、案件に関係する課長のみ同席かと思えます。

委員長（山城清邦君）

どうなりますかね。

教育長（宮林 徹君）

新しい教育委員会制度が本市で始まるのは11月末だけど、総合教育会議だけは4月1日から始まるんです。これ本当は新しい教育委員会制度の中の事業なんです。教育長がかわったときに始まるわけだから、それまではずっと変わりません。教育委員長がいて、教育長がいます。総合教育会議だけは4月1日から始めます。新しい教育委員会制度の話なんです。

委員長（山城清邦君）

教育部長。

教育部長（森田 勝君）

総合教育会議につきましては、法に市長が大綱の策定することとあります。まずこの総合教育会議の取り組む内容として、大綱の策定を進めていくということにまずなろうかと思えます。基本的には今現在あきる野市教育委員会では第2次教育基本計画が進んでいますので、市も教育委員会も、この計画をベースに大綱の策定をしていくものかと思えます。

委員長（山城清邦君）

具体的な日程はいかがですか。

教育総務課長（小林賢司君）

現在午前中で調整をしております。大綱をまず策定するということでございますので、日程調整して、教育委員会の皆様にもお知らせするような形になるかと思えます。

委員長（山城清邦君）

ご質問よろしいですか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第9 報告事項（3）、平成26年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について、報告者は説明をお願いいたします。

瀧澤指導主事。

指導主事（瀧澤久雄君）

本年度の東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について報告をさせていただきます。調査の目的、調査の方式、調査事項については記載のとおりであります。調査期間は4月から6月までの間に各学校が決定をして実施をします。

3枚目には、本市の結果表を配付させていただいております。

それでは、測定結果についてご報告申し上げます。初めに、体力・運動能力に関する調査についてでございます。小中学校全体の結果を通して見ますと、小学校男子の第5学年以外の5つの学年、女子は第2学年以外の5つの学年で都体力合計点を上回っております。昨年度は、男子は4つの学年、女子は全ての学年で都平均値を下回っておりました。着実な進歩、改善が見られました。第5学年女子の体力調査では、体力合計点で全国平均を上回りました。

中学校においては、昨年度と同様、男女ともに全学年で都体力合計点を上回りました。さらに、中学校第2学年を対象とした全国体力調査においても、体力合計点を上回っております。

今回の結果からもわかるとおり、本市の児童・生徒の体力は、全体として見ると着実に向上していると考えられます。今後も小中一貫教育の視点で、どの学年でどのような力をどのくらい身につけさせるか、体力向上委員会を中心により明確にし、指導法改善や業間体育の充実を図ってまいります。小学校の結果についてと中学校の結果については、記載のとおりです。

続きまして、生活・運動習慣等の実態に関する調査についてでございます。朝食の有無について、小学校では女子の第5学年を除く全ての学年で、毎日朝食を食べる割合が都平

均値を下回っています。体育科の保健領域の学習や食育において、バランスのよい食事の必要性について正しく理解をさせるとともに、家庭との連携を図りながら日常的な指導につなげる工夫が重要であると考えます。

続きまして、テレビの視聴時間についてです。テレビを2時間以上視聴している児童・生徒の割合は、小学校では男女ともに全学年で都平均値を上回っております。中学校では第2学年の男女のみの平均値を上回っております。今後とも保護者会等でテレビ視聴時間につきまして、縮減の啓発を図る必要があると考えます。

続きまして、運動の実施状況についてでございます。中学校では平日の運動頻度を「毎日」と答えている割合は、男女とも全学年で都平均値を大きく上回っています。部活動等で運動する機会が多いことが考えられます。一方で小学校では「毎日」と答えている割合が都平均値を上回っているのは、男子では第4、5、6学年のみで、女子では低学年の第1、第2学年のみでした。男子の第4学年以上は、地域のクラブ等での活動にかかわっている割合が高いと考えられ、女子の第1、2学年以外は、外で体を動かして遊ぶ機会が少ないと考えられます。

部活動については、中学校では部活動に所属して運動している生徒の割合が、第2学年女子以外の全学年で都平均値を上回っております。放課後の平均運動時間及び土曜日、日曜日の平均運動時間は、男女ともに全学年で都平均値を大きく上回っており、部活動で活発に運動していることがうかがえます。

続きまして、意識についてです。中学校では、第1学年以外の学年で、運動に対して「好き」または「やや好き」と答えている生徒の割合が高く、「得意」、また「やや得意」と答えている生徒の割合は、男女全学年で都平均値を上回っております。日々の運動の成果により、運動に関する自己肯定感が高まっていると考えられます。その一方で、小学校では運動に対して、「好き」、または「やや好き」と答えている児童は、第3、4、5学年の男子、女子の全学年で都平均を下回っています。また、「得意」「やや得意」と答えている生徒の割合が、男子では第3学年を除く学年、女子は第3、5学年を除く学年で都平均値を下回っております。今後は、体力を高める運動を授業等に取り入れながら継続的に行い、児童自身が体力の伸びを実感できるようにさせることで、運動に関する自己肯定感も高まると考えられます。

最後に、本調査の結果についてです。体力・運動能力については、学校で分析の上、1校1取組の内容になります。体力向上委員会において中学校区ごとに情報交換を行い、具体的な取り組みをしていきます。生活・運動習慣については、食育リーダー連絡会や保健主任会等で食育の授業や保健指導の内容などを充実させるよう指導しております。

以上で講評と児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等の調査結果についての報告とさせていただきます。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

この結果をご覧になって感想などありましたらどうぞ。

肝付部長、総括して何かございますか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

今、説明でありましたように全体的に都の平均という言い方をしていますけれども、都の中でもあきる野市の子供たちは中位にいます。ただ、朝食を食べてこない、テレビを長い時間見る、そういった意味では運動の好きな子も多いですし、運動に秀でた能力を持っている子もある程度いるものの、日ごろの生活習慣については、まだまだ課題があるなと思います。その辺、学校の取り組みはもちろんのこと、家庭との連携の中で少しずつでも改善されていくと、子供たちの基礎的な体力がもっと伸びていくのではないのかなと感じています。

特に、中学校においては部活動が非常に盛んで、子供たちが積極的に取り組んでいるというのは、中学生の体力の向上に大きく影響しているのではないのかなと思います。そういう意味では、小学生の体力向上のため、運動会見ても、肥満傾向といいますか、もう少し体締まっていればいいなと思う子たちもいますので、その辺、生活習慣の改善というのは今後の課題かなと思っています。

以上です。

委員長（山城清邦君）

総括的に言えば学校の努力が実を結んできているということによろしいですね。

指導担当部長（肝付俊朗君）

そのとおりです。

委員長（山城清邦君）

テレビの視聴時間で、先ほど瀧澤指導主事もおっしゃっていましたが、携帯電話の使用時間も入っているのでしょうか。

指導主事（瀧澤久雄君）

携帯については、この表には出ておりませんが、小学生に関しては総じて長い時間見えています。中学生は部活に力を入れている関係もありまして、結果的には想定値よりも少ないという結果が出ております。

委員長（山城清邦君）

自分の部屋で静かにしていると思ったら、携帯を見ていたということあるそうですね。丹治委員。

委員（丹治 充君）

気になったのが、朝食を食べる割合です。学校でも各家庭で朝食を食べるよう、取り組みをしたり、指導をしていると思います。学校によって人数は違いますが、総体的に比較したとき、数値に地域の特性などは見られましたでしょうか。

指導主事（瀧澤久雄君）

家庭の事情を如実に反映していると思います。また、数値上は朝食を食べているとしても、内容に差があるということが保健主任会、食育リーダー研修会の中でも話題になりました。朝食は食べているんだけど、パン1枚だけという話もありました。これからは、朝食を毎日食べているということだけではなく、内容についても食育を兼ねて指導していく必要があるなと思います。

委員長（山城清邦君）

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

前に教育委員会でもお話したことがあると思いますが、共働きの家庭が増えているということで、なかなか朝食をつくる時間がないと。養護の先生が、子供が食べないんじゃないかと、親がつくらない家庭が出てきていると。その辺のことを、入学式のお祝いの言葉にまぜてもらえないだろうかというお話を聞いたことがあります。朝食に関しては家庭の問題になると思いますので、ぜひ保護者会の際に朝食の重要性などの啓発活動を一生懸命やっていただけるといいかなと思います。

話は変わりますが、運動について中学生は部活を一生懸命やっているから運動量が多いし、運動に対する自己肯定感も高いとありました。確かに、小学校の卒業式に行ったときに、中学校生活で部活を頑張るといった子どもが多かったです。子供たちは決して運動することが嫌いではないと思うんです。ただ、その機会がないというか、小学生は学校での部活動やクラブ活動もありませんし、家に帰ると、都内よりも自然はあるといっても、昔のように子供たちが野山を駆け回るという状況ではなくなってきています。そういった子供が体を動かす場というものが与えられれば、もっと体を動かすのかなと。近所の子供たちも外にはいますが、友達同士でゲームをやっているという状況なので、体を動かす楽しさがわかっていても、なかなか場所がないのかなという気がします。公園などは活用されているものなのでしょうか。学校の校庭などに残って放課後遊んでいるお子さんというのはいっぱいいるのでしょうか。おわかりになりますか。

委員長（山城清邦君）

肝付部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

朝食について、保護者側の用意の話もありましたが、教育委員の皆様に入學式の際に読んでいただく式辞には、朝食をぜひという内容も入っています。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

そうですか。ありがとうございます。

指導担当部長（肝付俊朗君）

ぜひそのところ力強く、保護者に向けてお話しいただきたいと思います。もちろん教育委員会のメッセージということで組み込んでいるものでございます。

それから、特に運動する機会ということでは、中学校の部活の話もありました。必ずしも部活動に全ての子が参加しているわけでもないですし、一方で必ずしも運動部に所属している子ばかりではないので、運動の機会ということでは、実は二極化しているというのも確かです。ただ、小学校については、先ほど瀧澤指導主事のほうからも話がありましたが、運動の機会を何とか増やすということで1校1取組をしたり、あるいは学校によっては運動週間ということで、休み時間に校庭に出させて運動を積極的にさせようとか、あるいは昼休みにマラソンをする時間を意図的につくったりとか、とにかく運動する機会を増やそうという努力は各学校で工夫しているところでございます。

それから、体づくり運動ということで基礎的なトレーニングを体育の時間に取り組んでいくということで、子供のバランスのいい体力向上に向けた運動に積極的に取り組んでいるのは確かであります。そういったことが、先ほど話にありましたようにいろいろな形で

効果が出ている部分もあると思います。

あと、もう一つ、公園についてですが、私どものほうで把握しておりませんが、一般論として、公園であれしちやいけない、これしやいけないというのがあるようですね。小さい子がいたらボール投げやっちゃいけないとかバッド振っちゃいけないとかということがあって、公園で遊ぶこともなかなか難しくなっているのかなという気はします。そういう点では子供たちの居場所になりにくいことがあります。小学生あたりが公園で元気よく走り回れたらと思います。申し訳ありませんが、そこの把握を私どもしておりません。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

放課後校庭に残って遊んでいる小学生多いですね。

委員（丹治 充君）

学童保育の対象年齢が27年度に変わりますよね。1年生から3年生までだったのが、今度は6年生までになりますよね。

教育部長（森田 勝君）

はい。6年生までになります。

委員（丹治 充君）

あきる野市の場合に、学童が学校の近くに設置してありますし、ある程度運動できるような場所というのは確保されていますよね。

教育部長（森田 勝君）

そうですね。学校に近いところ児童館があって、その中で遊べますね。

委員（丹治 充君）

事故等の問題もあって非常に難しいとは思いますが、子供たちにも活用してもらえるといいですね。

委員長（山城清邦君）

よろしいでしょうか。

《はい》

委員長（山城清邦君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、教育委員報告です。

教育長、どうぞ。

教育長（宮林 徹君）

今月は議会月で昨日議会が終わりました。その間、一般質問、常任委員会、それから予算特別委員会で平成27年度の予算、全ての予算が可決されました。各課いろんなやりくりをしながら予算執行がスタートします。卒業式等がありましたが、各学校子供たちの指導をしっかりしていただいて、無事に終わりました。幾つか反省する点はあったとは思いますが、押しなべてそれぞれの学校頑張ってくれたと思っております。

それから、来年度から学校の管理職がかわる場合もあるわけですが、それらの先生方を3月17日に教育長室に時間を決めて来ていただいて、いよいよあきる野市の何々学校の校長先生になるけれども、しっかり頼むよというような面接をしました。1人の先生20分から30分かけて、市外から来る先生方には、あきる野市というのはそもそもという話を

して、来るからにはしっかりやってほしいとか、市内で校長になった先生にも、校長になったら何があるかというようなことで、いろいろ面接もさせていただきました。そんな3月でありました。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

小中卒業式出席されて皆さん感想をお持ちでしょうけど、何かございますか。

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

私、御堂中学校と一の谷小学校に出席させていただいて、整然と厳粛な中にも感動的な卒業式を拝見させていただきました。一の谷小、前に伺ったときもそうだったんですが、1部、2部形式になっていました。1部は式典という厳かな形で、2部が旅立ちの会といって児童と先生方の手づくりの会、歌を歌ったり呼びかけを行ったり演奏したりというような形でした。一の谷小は規模が小さいこともあって、すごくほのぼのとした温かい形の会で、その会に向けて随分一生懸命練習してきたということで、非常によかったと思います。地域の方や、自治会長の方もいらしてはいたんですが、来賓の方が少なかったのも、せっかく児童が一生懸命練習したので、もうちょっと声かけをしたほうがいいのではないかなと思いました。

以上です。

委員長（山城清邦君）

伝統校は来賓が多いけれども、新設校は割合少ない傾向があるのかなという印象がいたします。

ほかの委員さんはいかがですか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

卒業式は、五日市中学校と多西小学校に出席させていただきました。大変伝統のある五日市中学校には来賓の皆さんも非常に多く、つつがなく式が行われました。学校によっては来賓紹介等の仕方が、一部違いますので、共通理解を図っておいたほうが失礼なくできるのではないかなと思います。

それと、もう一点は、教職員研修センターの事業評価集計結果を拝見させていただきました。教職員センターの先生方が熱心に各学校の新任者の指導に当たられており、今あきる野市の学力向上の課題に対する教職員の指導は指導力の向上という一つの改善方法だろうと思いました。教職員研修センターの先生方の力というのは大きいなと、改めて感じました。1つ心配だったのは、中学校籍の先生方が多く配置され、小学校籍の先生配置が少ないので、小学校の指導に当たられる先生は、手いっぱいなのではないかなと思います。どこかで、配置の手立てができればいいなと感じました。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

卒業式は西秋留小と秋多中へ伺わせていただきました。秋多中は生徒が入場と退場の際に大変きびきびとしていて、先生の指導が行き届いていることが目に見えて感じられました。西秋留小は卒業生が61名と大変少なかったのも、時間にある程度余裕があったのか、歌が盛んに歌われていました。大変喜ばしいですが、もう少し違った形で工夫ができたのではないかなという気がいたしました。

あとは、生涯学習シンポジウムに行かせていただきました。榎本先生の講演を聞いたり、パネルディスカッションでお話を聞くことで、いろいろな活動をされているということがわかりました。これからますます生涯学習が大切になってくると思いますので、大変勉強になりました。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

私は、2月25日の五日市会館の合同研究発表会を拝見しました。いつもと思いますが、研究班に当たって発表される先生方というのは、いい経験を積まれて、ステップアップへのとてもいい機会になるのではないかなと思いました。

もう一点、講評される先生がもう少し、具体的にお話をされて力づけてあげていただいたほうがよかったんじゃないかなと感じました。

それから、私は西中と前田小の卒業式に行ってみました。西中は皆さんがよくご存知のとおり、一糸乱れぬすばらしい式典でした。生徒のおじぎの角度もほぼ一定でした。それから、男の子は両膝の上に拳を握って座る。女の子は手を揃えて座る。非常に徹底されていて、すごいなと思いました。いろいろ批判もあるのかもしれませんが、人生に何度もない儀式の際にぴしっと動くということは、大人になって必ずいい経験となって役に立つと思いますので、これからも続けていただきたいなと思って帰ってまいりました。

私からは以上です。

それでは、今後の日程について事務局からご案内をお願いいたします。

小林課長。

教育総務課長（小林賢司君）

それでは、今後の日程等につきまして、ご案内をさせていただきます。

3月31日火曜日でございますが、退職教職員辞令伝達式を開催いたします。午後2時30分から退職教職員、午後3時30分からは退職校長となります。ともに市役所5階503会議室となります。

4月1日水曜日でございますが、午後2時30分から教職員辞令伝達式、午後3時30分からは新規採用教職員辞令伝達式を、ともに市役所5階503会議室で開催をいたします。

4月6日月曜日は小学校の入学式、翌7日火曜日は中学校の入学式となります。詳細につきましては、後日ご案内をさせていただきます。

4月9日木曜日でございますが教育施策連絡会が都庁で午後1時30分から開催をされます。お昼を食わずに市役所を午前11時に出発したいと思いますので、よろしくお願い

いたします。

最後に、次回４月の定例会でございますが、４月２３日木曜日午後２時から５０５会議室で開催をいたします。

以上でございます。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

それでは、以上をもちましてあきる野市教育委員会、今年度最後、３月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後０時０８分